第3次つるが男女共同参画プラン

概要版



1/

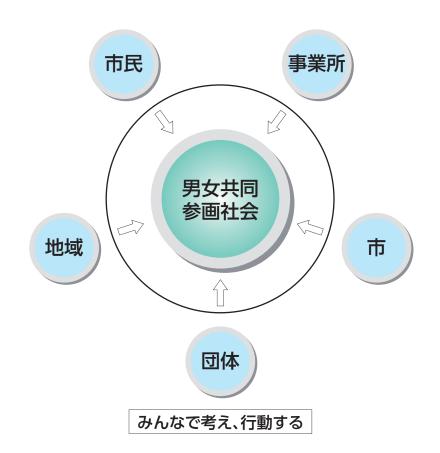
第3次つるが男女共同参画プランの概要

第3次つるが男女共同参画プランは、敦賀市における男女共同参画を推進するため、市をはじめとするあらゆる主体(市民、事業所、団体、地域、行政など)の取り組みをまとめた体系的な計画です。

これまでの男女共同参画の推進に関する成果を活かし、あらゆる主体が「みんなで考え、行動する」ためのガイドとなるものにしました。

第3次つるが男女共同参画プランの特徴

- ●人権尊重を基本としたプラン
- あらゆる主体が、あらゆる場面で行動できるプラン (みんなで考え、行動できるプラン)
- ●社会情勢の変化に対応した、敦賀らしいプラン



計画期間

平成28年度から32年度までの5年間

期間中は市の取り組みを中心にプランの進捗状況及び評価を毎年公表するとともに、社会情勢の変化に応じて新たな施策を取り入れます。

22

第3次つるが男女共同参画プランの体系

〈プランが目指す敦賀市の姿〉

「家庭で 地域で 職場で みんなで築こう いきいきと豊かに暮らせるまち 敦賀」

基本目標

1 人権を尊重した 男女共同参画の意識をつくる

2 男女共同参画のための 生活環境を整える

男女共同参画のための 仕事環境をつくる

4 男女共同参画の視点を取り入れた推進と進行管理の体制を構築する

基本課題

- (1) お互いに人権を尊重しあい、暴力を根絶する社会をつくる
- (2) 人権尊重の教育を推進する
- (3) 個人の生き方や意思が尊重され活力ある地域社会をつくる
- (4) 家庭における男女共同参画を進める
- (5) 子育てにおける男女共同参画を推進する
- (6) 高齢者や障がい者福祉・介護における男女 共同参画を推進する
- (7) 地域社会における男女共同参画を推進する
- (8) 市民や市民活動団体との協働による男女共同参画を推進する
- (9) 仕事と生活の調和の取れる環境づくりを行う
- (10) 就労の場における男女共同参画を推進する
- (11) 農林水産業や自営業などで男女共同参画を 推進する
- (12) 世代や生活形態に応じたきめ細やかな広報と啓発を強化する
- (13) 相談体制を充実する
- (14) 男女共同参画を推進する人材を育成する
- (15) 政策決定・推進の場で男女共同参画を進める
- (16) 庁内推進体制を充実する

人権を尊重した男女共同参画の意識をつくる

わたしたちが実現すべき男女共同参画社会とは、女性も男性も、すべての人々が喜びや責任などを分かち合い、 個性や能力を発揮できる社会です。そこで、男女が個人として尊重され、多様な生き方が選択できるよう、人権尊 重の意識啓発を推進します。

また、DVをはじめ、多様化しているあらゆる暴力を防止し、被害者への支援体制を整え、安心して暮らせるようにします。

さらに、個人の自由な生き方が選択できる、誰もが暮らしやすいまちづくりを実現し、地域の活性化に繋げていきます。

基本課題(1) お互いに人権を尊重しあい、暴力を根絶する社会をつくる

具体的な施策 ①日頃からお互いの人権を尊重する ②あらゆる暴力を防止・根絶する

基本課題(2)人権尊重の教育を推進する

具体的な施策 ③人権に関する教育を推進する ④生涯学習などで人権尊重・平等の啓発を推進する

基本課題(3)個人の生き方や意思が尊重され活力ある地域社会をつくる

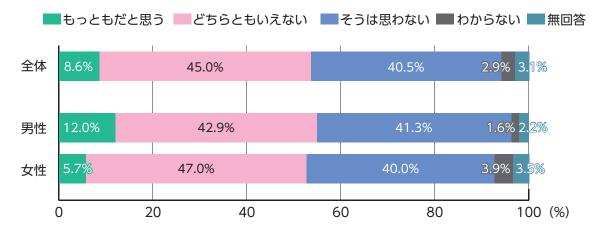
具体的な施策(5)結婚や出産、就労における困難を取り除く

わたしたち(市民や事業所等)に求められる行動

- I 性別で役割分担を決めず、その人らしさを尊重しましょう。
- Ⅱ 男女共同参画について積極的に学びましょう
- Ⅲ 暴力のない社会をつくりましょう

平成26年度実施「敦賀市男女共同参画に関するアンケート調査」(市民調査)より

「男は仕事、女は家庭」という考え方について



男女共同参画のための生活環境を整える

生活面でのワーク・ライフ・バランスを実現するために、必要な環境づくりを行います。

ライフスタイルが多様化する中で、一人ひとりの個性と能力を十分発揮した生活を送るためには、家庭や地域といった生活環境においても、これまでの固定的な性別役割分担の意識にとらわれない考え方が重要です。

家庭においては、性別にとらわれない役割分担を行い、特に、家事や子育て、介護などと仕事との調和を図ります。

また、市民のボランティア活動等への参加意識が高まる中、地区コミュニティや市民活動等の主体的に活動する場で、男女共同参画を推進します。

基本課題(4)家庭における男女共同参画を進める

具体的な施策 ⑥性別にとらわれない役割分担を行う

基本課題(5)子育てにおける男女共同参画を推進する

具体的な施策 ⑦行政、家族、地域により子育てを支援する ⑧自立した生活環境をつくる

基本課題(6) 高齢者や障がい者福祉・介護における男女共同参画を推進する

具体的な施策 ⑨福祉サービスの充実で高齢者や障がい者の生活を支援する

基本課題(7) 地域社会における男女共同参画を推進する

具体的な施策 ⑩地域活動の中で機会をとらえて啓発を行う

⑪政策決定・推進の場で女性の活躍を推進する

(2)男女共同参画の視点からの防災対策を進める

基本課題(8) 市民や市民活動団体との協働による男女共同参画を推進する

具体的な施策 ⑬まちづくり活動の団体を育成・支援し、団体間での ネットワーク化を図る

わたしたち(市民や事業所等)に求められる行動

Ⅳ 子育てや介護など家族や地域で協力して進めましょう

V それぞれのライフスタイルを尊重しましょう

VI まちづくりに進んで参加しましょう



平成26年度実施「敦賀市男女共同参画に関するアンケート調査」(市民調査)より

家庭生活における夫婦の主な役割分担について

(%)

							(7
	炊事	家計のやりくり	日常の買い物	育児	介護を要する 老人や病人の世話	PTA活動	町内会·自治会
夫が中心	0.6	9.5	3.2	0.0	0.3	11.0	38.2
妻が中心	88.3	65.9	71.0	54.9	29.3	36.9	22.4
夫婦同程度	6.0	18.6	20.8	20.2	31.9	22.7	26.8

男女共同参画のための仕事環境をつくる

仕事面でのワーク・ライフ・バランスを実現するために、必要な環境づくりを行っていきます。

特に、長時間労働は、子育で・家事・介護等への男性の主体的な参画を困難にし、結果として女性が仕事と生活を両立することを難しくしています。

育児休業や介護休業の取得促進をはじめ、多様なハラスメントの防止、女性の管理職への登用を進めるなど、事業者、労働者双方に対して啓発を実施し、就労の場における男女共同参画を推進します。

さらに、農林水産業や自営業などにおいても男女共同参画を進めていきます。

基本課題(9) 仕事と生活の調和の取れる環境づくりを行う

具体的な施策 (4) 仕事と家庭、地域活動を両立させるライフスタイルなどの 啓発を行う

> ⑤多様な働き方を尊重し、職場でのワーク・ライフ・バランス を推進する

基本課題 (10) 就労の場における男女共同参画を推進する

具体的な施策 ⑯事業者、労働者への男女共同参画の啓発をする

切多様なハラスメント防止の取り組みを推進する

⑱男女とも育児休業や介護休業をとりやすくする

⑨管理職への登用や意思決定に際して女性の参画機会を 広げる

基本課題 (11) 農林水産業や自営業などで男女共同参画を推進する

具体的な施策 匈女性の経営への参画機会を拡大する

わたしたち(市民や事業所等)に求められる行動

Ⅶ 能力や希望に応じた、その人らしい働き方ができるようにしましょう

Ⅲ ワーク・ライフ・バランスを尊重しましょう

Ⅳ あらゆるハラスメントを防止しましょう

平成26年度実施「敦賀市男女共同参画に関するアンケート調査」(事業所調査)より

事業所の育児休業・介護休業制度等の導入状況

育児や介護中の従業員に、家庭との両立に配慮した人員配置をしている事業所の割合63.8育児のための短時間勤務を実施している事業所の割合77.6育児休業制度を実施している事業所の割合89.7介護休業制度を実施している事業所の割合77.6

(%)

男女共同参画の視点を取り入れた推進と 進行管理の体制を構築する

市が行う様々な行政サービスは、男女共同参画に関係するものが多くあります。

本市では、男女共同参画室を中心に、あらゆる取り組みについて男女共同参画の視点を持ち、世代や生活形態 などに応じてきめ細やかに実施されるよう、関係課との連携を強化します。

基本課題(12)世代や生活形態に応じたきめ細やかな広報と啓発を強化する

具体的な施策 ②講座や講演会等を充実する

基本課題(13)相談体制を充実する

具体的な施策②性差に関する相談業務を充実する※下記参照

基本課題(14)男女共同参画を推進する人材を育成する

具体的な施策 ②推進団体や様々な分野で活躍する人材を育成する

基本課題(15)政策決定・推進の場で男女共同参画を進める

具体的な施策 斜市民参加と協働によるまちづくりを推進する ②政策決定・推進の場で女性の活躍を推進する

基本課題 (16) 庁内推進体制を充実する

具体的な施策 匈男女共同参画の推進拠点を充実する ② 各部署の事業で参画を進める

〈DV、女性の悩みに関する相談業務・性差に関する相談業務〉

男女共同参画センターでは、女性相談窓口を開設しており、 さまざまな悩みをもつ女性の相談に応じています。

敦賀市男女共同参画センター

〒914-0058 敦賀市三島町2丁目1番6号

☎:0770(23)5411

E-mail:danjo@ton21.ne.jp

000000

相談日 月~木・土…8時30分から17時15分まで

金…8時30分から20時00分まで

※但し、祝日・年末年始(12/29~1/3)は除きます。

相談は無料です。秘密は固く守ります。

相談窓口

ひとりで悩まないで、あなたの悩みをご相談ください。

◆ 安全で安心なまちづくりに関する相談

生活安全課 ☎0770(22)8115 (受付:毎週月~金 8時30分~17時15分)

◆ DV・女性の悩みに関する相談

市民協働課 ☎0770(23)5411

(受付:毎週月~土 8時30分~17時15分/金 8時30分~20時00分)

◆ 高齢者の権利擁護・虐待早期発見

地域包括支援センター

[あいあい] **6**0770(22)7272 [なごみ] **6**0770(21)7530

担当地区:栗野地区以外

担当地区:粟野地区

(受付:毎週月~金 8時30分~17時30分) (受付:毎週月~金 8時20分~17時20分)

「長寿 | ☎0770(22)8181

担当地区:市内全域

(受付:毎週月~金 8時30分~17時15分)

▶ 障がい者に関する総合相談

地域福祉課 ☎0770(22)8176(受付:毎週月~金 8時30分~17時15分)

敦賀市基幹障害者相談支援センター「あいあい □ ☎0770(22)3133

(受付:毎週月~金 8時30分~17時30分)

敦賀市障害者地域生活支援センター「こだま」 ☎0770(20)4565

(受付:毎週月~金 10時00分~18時30分)

地域活動支援センター「はあとぽーとさくらケ丘 □ 20770(24)4858

(受付:毎週月~金 8時30分~17時15分)

◆ 子ども権利擁護・虐待早期発見・養育等の相談

児童家庭課 ☎0770(22)8223 (受付:毎週月~金 8時30分~17時15分)

◆ 就学前の子どもと母親等の子育て支援・育児電話相談

子育て総合支援センター ☎0770(21)1151 粟野子育て支援センター ☎0770(21)0133

(受付:毎週月~金 8時30分~17時15分/土 8時30分~12時30分)

◆ 保健師、栄養士、歯科衛生士による妊娠、出産、育児等の相談

健康管理センター ☎0770(25)5311(受付:毎週月~金 8時30分~17時15分)

◆ 家庭教育全般にわたる相談

少年愛護センター ☎0120-090523 (受付:毎週火~土 9時00分~16時00分)

◆ 不登校やいじめ等、学校教育に関する相談

敦賀市ハートフル・スクール ☎0770-22-7072

いじめ110番フリーダイヤル ☎0120-968104

(受付:毎週月~金 9時00分~16時00分)

◆ 弁護十相談

福井弁護士会 ☎0776(23)5255(受付:毎週月~金 9時00分~17時00分)

発行 敦賀市企画政策部市民協働課

(平成28年3月)

敦賀市三島町2丁目1番6号 敦賀市男女共同参画センター内

TEL 0770-23-5411 FAX 0770-23-5662